

請願第4号について、総務委員長の報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。

請願第4号について、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○小関勝助議長 起立多数であります。

よって、請願第4号は、採択と決定いたしました。

文教常任委員会審査報告

○小関勝助議長 次に、文教常任委員会の審査の報告を求めます。

高橋孝夫委員長。

(高橋孝夫文教常任委員長登壇)

○高橋孝夫文教常任委員長 平成26年第2回市議会定例会において文教常任委員会に付託になりました議案13件について、審査しました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る3月11日に開催し、委員全員出席のもと、当局関係者の出席を求め審査いたしました。

それでは、議案第25号 長井市教育施設使用条例の一部を改正する条例の制定について、議案第28号 長井市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第29号 長井市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について、議案第30号 長井市道照寺平コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について、議案第31号 長井市民文化会館条例の一部を改正する条例の制定について、議案第32号 長井市勤労青少年ホーム設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第33号 長井市置賜生涯学習プラザ条例の一部を改正する条例の制定について、議案

第34号 長井市「文教の杜ながい」設置条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明を申し上げます。

この8件の議案は、4月からの消費税及び地方消費税の増税などに伴う所要の改正を行うため提案されたもので、関連があることから、それぞれの担当課長から一括して説明を受けました。

討論に入り、委員からは、この8件の議案について、それぞれ基本的には消費税増税に反対する考えです。よって、この条例改正は市民に増税の負担をさせるものとなりますので、この条例改正には反対いたしますとの意見が出されたところであります。

採決の結果、この8件の議案については、いずれも賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第14号 指定管理者の指定について申し上げます。

本案は、のがわクラブを指定管理者に指定し、長井市パークゴルフ場の管理を行わせるため提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、管理する人の日当が非常に安く、のがわクラブにおんぶにだっこではないか、持続して長井市営パークゴルフ場を運営していくには、このことは大きな問題ではないか、今後どのような考えで対応していくのかとの質疑がなされ、生涯スポーツ課長からは、のがわクラブのご努力によって素晴らしいゴルフ場の運営ができていますと担当課としても思っているところです。受け付けなどの従事者は1日2,800円という大変低額の日当になっていますが、理事長の話ですと、仕事としてやっているのではなくて、楽しくパークゴルフ場を皆さんに利用いただくためにみんな頑張っているということでございました。のがわクラブと十分に話し合いを持ちながら、修繕費とか備品費とか一般会計の中で必要に応じて予算化させ

ていただきながら、市としてもその辺をお手伝いしていくという中で人件費に回せるような状況も出てくるのかなと思っていますとの答弁を受けたところです。

また、委員からは、パークゴルフ場をどう運営し、継続、自立して広く市民にも使っていただけるような施設にしていくのかということ、市として考えなければいけない部分だと思う。そのように持っていった場合、指定管理料を出してもそこは維持をしていくと、それくらいの考え方でないと難しい部分があるのではないかと思う。ぜひそういう視点でも考えていただきたいとの質疑がなされ、生涯スポーツ課長からは、将来的には指定管理料ということも視野に入れて、のがわクラブの運営状況を見守りながら話し合いをしていく中で対応してまいりたいとの答弁を受けたところです。

討論に入り、委員からは、この3年間、指定管理者であるのがわクラブのご努力により、利用者も多く順調に運営できていると思う。一方で、本来の指定管理者にふさわしいようなあり方かと問われれば、俗に言う丸投げ的になっていて、一部指定管理者に負担を負わせるようなことも見受けられるような進め方で運営をされていることについては、反省をしなければならない。今後のあり方について十分に検討を加えながら、この施設の指定管理のあり方はどうあるべきかということ十分に検討していただくよう希望し、賛成の意見とするとの意見が出されたところでありました。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第15号 指定管理者の指定について申し上げます。

本案は、有限会社山形総合舞台サービスを指定管理者に指定し、長井市民文化会館の管理を行わせるため提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、芸術文化団体で活

用されている方々の高齢化が進む中で、若い人たちに団体に入ってもらい活動してもらおうかということは、市としても重要な課題だと思うがどう考えているかとの質疑がなされ、文化生涯学習課長からは、芸術文化関係のリーダーの方々が高齢化しつつあるということと、それに続く人たちをどんな形で育てていくかというのは重要な課題であると考えている。今後の展開として指定管理者のほうとも話をしているのは、若い人たちとの交流会あるいはサロンみたいなものを検討している。それからもう一つは、今の団体の皆さん方が若い方から幼少期の人たちとつき合うといいますか、指導するという形での小さいうちからの接触の機会を持つという事業を考えていく必要があるのではないかと感じているとの答弁を受けたところです。

また、委員からは、指定管理者を導入する際の大きな問題点として、指定管理者に丸投げみたいな考え方でいくのではないかという懸念があって、文化生涯学習課の中に担当を配置して、全体的な市としての役割、それぞれの施設に対する市の役割、それがどうあるべきか、あるいは指定管理者とのしっかりした情報交換をしながら市としてどうかかわっていくべきかというようなことが必要ではないかと強く言われてきた。文化事業の運営として、具体的にそのようになっているのかどうか、そういう部分での職員の配置がきちっとされているのかどうか、現在の体制についてお聞きをしたいとの質疑がなされ、文化生涯学習課長からは、文化関係ではそれぞれの施設に担当を配置しながら指導していくというところでは、今年度はかなり厳しい状況があったと反省している。ただ、情報交換という形になるかどうかだが、公民館職員、それから文化会館、図書館、文教の杜の担当者は月に1回集まってそれぞれ情報交換をしている。そういった機会に問題、課題等を伺うという体制はとっている。それから、指定管理者として

の責任の一つは、やはり施設の維持管理に関することだろうということは痛切に感じている。事業の内容については、協定を定める段階でお互いに話し合いをしながら進むべき道を共有するという考え方に基づいてやっていく必要があることをまず基本にしたいと考えている。なお、次年度の課としての体制のあり方については改めて意を用いたいと考えているとの答弁を受けたところだ。

また、委員からは、市民文化会館についてはかなり老朽化しているわけだが、指定管理者側から実はこういうことでこのところが非常に老朽化して危ないと言われて、そこで初めて市が行くような格好ではなくて、市側として定期的なきちとした点検をしながら早目に方策をとる、こういうことも必要ではないかと思うが、その点についてはどういう体制になっているかの質疑がなされ、文化生涯学習課長からは、市関係の修繕などについては毎年度、予算要求の段階で担当と現場の方の状況を確認しながら要求額を設定をするという形でやっている。定期的な点検などについては指定管理者の委託先の専門機関のほうで点検をするということになっているとの答弁を受けたところだ。

また、委員からは、指定管理者側の社員の労働条件について、しっかりと配慮していくという体制が必要であると思うが、今までどういう取り組みをされているのか、今後の考え方も含めてお聞きをしたいとの質疑がなされ、文化生涯学習課長からは、市民文化会館の指定管理の方法に係る労働条件については、こちらのほうでの積算の内容を伝えながら、会社のほうで事業全体としての待遇、処遇の方針、そういったものも含めて検討いただいて、今回この積算でやりたいとの希望であるということ承ったものです。なお、指定管理者側が安全に、しかも機能としても目標とする方向に向かう事業に取り組むような体制を確保するための指定管理料

については、今後とも十分配慮していきたいと考えますとの答弁を受けたところです。

討論に入り、委員からは、市民文化会館の指定管理者については、2度目の指定管理の選定、指定となるわけですが、この間、指定管理者の皆さんから市民文化会館の運営に対してご努力をいただき、一定の成果が上がっているものと評価をしたいと思います。一方で、市としてのかかわり方については必ずしも十分ではない面もあったのではないかと感じておきまして、指定管理者に丸投げ的なことにならないように十分配慮しながら、長井市の文化に関する基本的な方針をきちっと堅持しつつ、市民文化会館のあり方なども十分踏まえて市としての役割を果たしていくということが大変重要だと思いますので、これまで以上に留意いただくよう希望しながら、賛成としますとの意見が出されたところでもあります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第16号 指定管理者の指定について申し上げます。

本案は、一般財団法人文教の杜ながいを指定管理者に指定し、長井市文教の杜ながいの管理を行わせるため提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、1月の臨時会で財団法人文教の杜ながいの副理事長に市長が入り、評議員に副市長、教育長が入るという体制は、指定管理を受ける団体としてはすぐわないのではないかと質疑があった。このことは、ほかの文教施設との平等性からいってもすぐわないのではないかと思う。財団側の要望もあるのだろうが、これからきちっと運営していくためには、本来の指定管理者の目的、制度の目的である民間の活力や民間能力を活用しながら効率化を図り、早くひとり立ちをしていくことが必要ではないかと思うが、これからのあり方について考え方をお聞きしたいとの質疑がな

れ、教育長からは、財団を設立した当時の趣旨が、官民一体となった文教の杜の運営ということを意図して市が100%の基本財産をつくったというスタートがほかの部分とは違うところをまずご理解いただきたい。その上で、今後財団の体制がしっかりしたものになり、そういった姿を満たしていくということはわかるが、今の段階ではそこまでは至っていないと思う。むしろ行政側のリーダーたる市長並びに副市長、教育長がそういった役員と協議を重ねながら、長井に合った文化の振興について官と民が一緒になって進めるというあり方について具体的に協議を進めながら進めていくということが大事と思っている。将来に向けては、より自由な発想で動けるようなものになっていければと思う。現状では、このような姿から進めていくというのがベターと考えているとの答弁を受けたところです。

また、委員からは、民間の皆さんがどんどん引っ張っていくというような体制がなければ活性化していかないと思う。今はだめだということであっても、今後はそういう体制に向けて市としては努力をしていくのだということではないかと思う。その辺について再度考えをお聞きしたいとの質疑を受け、教育長からは、今後に向けて、評議員会、それから理事会などでぜひ俎上にのせていただいて、より自立した財団運営のあり方、文教の杜運営のあり方をお話ししていただきたいとの答弁を受けたところです。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第26号 長井市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、平成26年4月に市立豊田小学校内に開校する山形県立米沢養護学校長井校において給食を提供するに当たり、所要の改正を行うため提案をされたものであります。

審査に当たり、学校給食共同調理場長からは、現在の条例では給食が提供できるのは長井市立小学校及び中学校と規定されているため、4月から豊田小学校に開校する山形県立米沢養護学校長井校にも給食を提供できるようにするための改正であるとの説明を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第27号 長井市社会教育条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により社会教育法の一部が改正されたことに伴い、社会教育委員の委嘱の基準を定めるため提案をされたものであります。

審査に当たり、文化生涯学習課長からは、教育委員会が委嘱する社会教育委員の基準については、文部科学省の省令で定める基準をしんしゃくすることとして委員の委嘱基準を掲げたいとの説明を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、家庭教育の向上に資する活動を行う者とは具体的にどういう方かとの質疑がなされ、文化生涯学習課長からは、家庭教育についての識見を有する方、あるいは児童の保護活動、あるいは家庭の教育活動で実際活動を行っていらっしゃる方などを考えている。ただ、現実的な状況としては、特に婦人の方でボランティア活動などを含めて行っている方を考えるというのが長井市にとっては妥当な線かなと思うとの答弁を受けたところです。

また、委員からは、家庭教育の向上に資する活動というのがよくわからないが、どのように考えるのかとの質疑がなされ、教育長からは、家庭教育の中で、その都度その都度の悩みに対して経験値の高い方で有効なアドバイスができるような方をお願いできればいいのではないかと。それは、いろんな役職なんかでさまざまな講演

とか家庭教育の学習機会に講師などもしていただけるような方から、もっと身近に親となる女性の立場、父親の立場で話をしてくれるような方まで、少し幅広く考えられるものかなと捉えているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、14名の委員定数の内訳として、委嘱の基準について人数の割り振りがあるのかとの質疑がなされ、文化生涯学習課長からは、委嘱の基準としては4分野とし、バランスよく考えていきたい。なお、定数は14名であるが、現在の委員は12名であるとの答弁を受けたところであります。

さらに委員からは、家庭教育の向上に資する活動を行う者については、少なくとも3名は確保していくという考え方かとの質疑がなされ、教育長からは、家庭教育というのは、学校教育、社会教育、家庭教育といった分け方をした場合に本当に大事な部分で、課題の多い部分での設定なのかなとも考えるので、割り振りについてもそれに沿った形になるよう、今後選定の機会に近づけていきたいとの答弁を受けたところあります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で文教常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○小関勝助議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小関勝助議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第7、議案第25号 長井市教育施設使用条例の一部を改正する条例の制定から、日程第14、議案第34号 長井市文教の杜ながい設置条例の一部を改正する条例の制定についてまでの8件について、討論の通告がありますので、一括して討論の発言を許可いたします。

議席番号4番、今泉春江議員。

(4番今泉春江議員登壇)

○4番 今泉春江議員 議案第25号、議案第28号、議案第29号、議案第30号、議案第31号、議案第32号、議案第33号、議案第34号の8件について、反対の意見を申し上げます。

消費税増税には反対です。増税により市民生活はますます大変になります。そこへ市民が使用する施設使用料に消費税増税分を加算することは、さらに市民に大きく負担をかけます。

よって、これらの条例を改正する条例の制定には反対といたします。

○小関勝助議長 通告による討論が終わりました。これから順次採決いたします。

まず、日程第7、議案第25号 長井市教育施設使用条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、文教委員長の報告は、原案可決であります。

文教委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○小関勝助議長 起立多数であります。

よって、議案第25号は、文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第8、議案第28号 長井市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、文教委員長の報告は、原案可決であります。

文教委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○小関勝助議長 起立多数であります。

よって、議案第28号は、文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第9、議案第29号 長井市体育施設条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、文教委員長の報告は、原案可決であります。

文教委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○小関勝助議長 起立多数であります。

よって、議案第29号は、文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第10、議案第30号 長井市道照寺平コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、文教委員長の報告は、原案可決であります。

文教委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○小関勝助議長 起立多数であります。

よって、議案第30号は、文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第11、議案第31号 長井市民文化会館条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、文教委員長の報告は、原案可決であります。

文教委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○小関勝助議長 起立多数であります。

よって、議案第31号は、文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第12、議案第32号 長井市勤労青少年ホーム設置条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、文教委員長の報告は、原案可決であります。

文教委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○小関勝助議長 起立多数であります。

よって、議案第32号は、文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第13、議案第33号 長井市置賜生涯学習プラザ条例の一部を改正する条例の制定

についての1件について、文教委員長の報告は、原案可決であります。

文教委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○小関勝助議長 起立多数であります。

よって、議案第33号は、文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第14、議案第34号 長井市「文教の杜ながい」設置条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、文教委員長の報告は、原案可決であります。

文教委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○小関勝助議長 起立多数であります。

よって、議案第34号は、文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第15、議案第14号 指定管理者の指定についてから日程第19、議案第27号 長井市社会教育条例の一部を改正する条例の制定についてまでの5件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第15、議案第14号 指定管理者の指定についての1件について、文教委員長の報告は、原案可決であります。

文教委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○小関勝助議長 起立全員であります。

よって、議案第14号は、文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第16、議案第15号 指定管理者の指定についての1件について、文教委員長の報告は、原案可決であります。

文教委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○小関勝助議長 起立全員であります。

よって、議案第15号は、文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第17、議案第16号 指定管理者の指定についての1件について、文教委員長の報告は、原案可決であります。

文教委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○小関勝助議長 起立全員であります。

よって、議案第16号は、文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第18、議案第26号 長井市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、文教委員長の報告は、原案可決であります。

文教委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小関勝助議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号は、文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第19、議案第27号 長井市社会教育条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、文教委員長の報告は、原案可決であります。

文教委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小関勝助議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号は、文教委員長報告のとおり決定いたしました。

厚生常任委員会審査報告

○小関勝助議長 次に、厚生常任委員会の審査の報告を求めます。

安部 隆委員長。

(安部 隆厚生常任委員長登壇)

○安部 隆厚生常任委員長 平成26年第2回市議会定例会において厚生常任委員会に付託になりました議案3件について、審査をいたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る3月12日に開催し、委員全員出席のもと、当局関係者の出席を求め審査をしております。

それでは、議案第37号 長井市霊園条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第38号 長井市斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての2件について申し上げます。

本案は、消費税率及び地方消費税率の改定に伴い長井市霊園に係る管理料及び斎場使用料を見直すに当たり、所要の改正を行うため提案されたものであります。

討論に入り、委員からは、2件の議案に対して、消費税増税に反対する立場なので、増税によって市民に負担をかける今回の改正には反対であるとの意見が出されたところであります。

採決の結果、議案第37号及び議案第38号については、いずれも賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第35号 長井市医療給付事業に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、中学生の医療費の助成対象を外来まで拡大し、子育て支援医療を充実するため提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、県内における中学生に対する支援の実態はどうかとの質疑がなされ、市民課長からは、昨年4月の段階であるが、中学生に対し何かしらの支援を行っている市は、県内13市のうち約3分の2が実施している状況